

初期室町幕府の祈禱政策

片山伸

(醍醐地藏院日次記、貞和四年七月十七日条)

日本中世の国家イデオロギーの基幹に、治者はその身に國家國土の災異を治め取り除く能力を具備していると考る儒教的德治思想の一亜種が存在する。そしてその実現を補完するのが呪術祈禱を軸とする仏教や神道、陰陽道であった。ここに言う治者とは無論天皇をさすが、室町期に至つては將軍がこれと競合し、ついには部分的にもせよそれを纂奪する。これは國家権力構成上に生じた甚だしい矛盾、天皇制に根本的な変質を迫る出来事と言ふべきで、この時代を考える重要な事項である。この方面の研究としては富田正弘氏の注目すべき近業「室町時代における祈禱と公武統一政權」(『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年)等があるが、ここでは未だ手薄な幕府初発期の動向を史料に即して跡付け、今後の資としたい。

前代、幕府が主宰する祈禱は將軍家のための私的なものに限られていたが、モンゴル戦争を契機として「異国降伏」といった国家的目的のもとにそれを行ふ様になり、さらに南北戦内乱、新政府樹立という状況下で「凶徒対治」「天下静謐」の祈禱を盛んに行つた。しかしこれらは基本的に、幕府を主宰する征夷大將軍の本来的な役割に属するにほかならぬ。ところが十四世紀半ばになると、その様な伝統的秩序に楔を入れんとする幕府の攻勢を伺うに足る史料があらわれる。

まず、貞和四年(一三四八)、尊星王法をはじめて幕府を道場に勤修した際には、公・武間にその是非をめぐる議論があった

件法於三武家「勤行之條無三先規ニ云々。或云宗長入道、修理權欲力勤修ニ云々。或云上禪門、今度被レ經ニ奏聞ニ了、其旨趣者為ニ天下靜謐可レ令勤行尊星王法、可レ為ニ何様哉云々。被聞食畢。

王朝側はその先規なしとしてこれを阻止せんとする動きを見せている。「先例なし」といった論法が、中世の典型的な正當性の主張方法であり、限潮氣味の権力が用いた常套句であることは言うまでもないが、實際にはその真意は幕府側の論理に端的にあらわされていると言つてよからう。なにも朝廷と同じことをしようといふのではない、天下静謐を祈るのである、それを先例なしといふのは筋が違うのではないか、というのがおそらく幕府の主張である。朝廷の立場から言えば、尊星王法は本来天皇の職能のものと陰災・除病のために修する法であれば幕府がこれを主宰することは理にかなわぬ、先例はない、というのである。しかし幕府は右の様な論理を以て、朝廷の反論を断ち切つたのであり、やがて天下静謐を目的とするといった条件は取り扱われてゆく。

また翌貞和五年(一三四九)閏六月、時の太政大臣洞院公賢は、偶々入來した三宝院賢俊より尊氏邸において五大虚空藏法を勤修した旨を聞き及んだ。公賢は「人臣輒不レ修之法歟」と慨嘆しているが、尊氏の威を背後に持つ賢俊は、先年もこれを修したこと、今度はこれを「世上物與井天変」のために修したことを告げている(園大暦・貞和五年六月七日条)。當時幕府は、急速に祈禱主宰権を確立し、人臣がたやすく修するものではないとされる修法を、しかも災異除

去のために、おそらくは朝廷に交渉することもなく行うだけの存在となっていたのである。

さらにこのような状況をふまえて少し遡れば、初期幕府の重要な宗教政策と評される安国寺・利生塔の設置にも同質の理念を見出すであろう。その通号は康永三年（一三四四）から翌年にかけて朝廷への奏請を経て決定をみたが、そのおり朝廷にはとくに塔号に拘泥するところがあった。院命を受けた勧修寺経顯が洞院公賢に消息を送り、幕府は寺塔の通号を安国・利生と申請してきているが、塔号は本朝に例なしとして拒否すべきであるか、と意見を求めた。次に掲げるのは公賢の返答である（園太曆・康永三、年七月廿五日条）。

諸国寺塔通号事。武家申請勿論歟。如此事、須被レ下官符一候乎。塔号於三本朝一未真勘可得之。今日依ニ別願ニ建立。為ニ後代、通号大切候者、以ニ安国同号ハ寺塔共称シ之条、可ヒ為ニ穩便ニ儀候歟。以ニ各別号ニ被レ裁表ニ勅裁ニ者、新儀掲焉。若可ヒ有ニ勸酌候哉。委細申状雖ニ其恐候、毎事就ニ蹠跡ニ行來之条、本朝勅範候。仍不貽ニ愚慮ニ之慮底歟。

要するに、寺塔別号を付けるのは新儀をたてる事で、好ましくない、是非とも塔号が必要であるというならば、共に安国とするのが穏当だというのである。塔号そのものを先例無しとする院と、寺塔別号を新儀とする公賢の論拠のずれ、さらには然るが故に寺塔共に安国の号を以てするのを適とする理屈はおよそ論理の体をなさず、説得力を欠くが、その背景には次のような真意があつたと思われる。すなわち、鎮護国家の寺塔を將軍が主宰して建立すること自体朝廷にとつては好ましいはずがなく、朝廷はこれを勅

願扱いにしていた。とくに塔婆は朝廷安全の秘術ともされる空海将来東寺仏舍利を納めるもので、その設置・修造には幕府御教書のほかに勅願たる事を知らしめる院宣を発することとしたのである。とはいえそれが尊氏・直義兄弟の発願による事は公然たる事実である。様て加えてこれに利生—その本義は仏菩薩の衆生救濟という事だが、ここでは具体的に南北朝内乱戦没者の靈魂を鎮め、國を災異から守る（夢怨國）という意味があろう—の号をつけること、それこそ朝廷にとつて承服すべからざる一点であつたのは、右に微すればもはや明らかであろう。しかし結局朝廷は幕府の圧力に屈し、その要請を全面的に受け入れざるをえなかつたのである。

なお幕府は、遅くとも貞和五年（一三四九）までに三宝院賢俊を自らの護持僧に任じ（三宝院文書、貞和五年十一）、同四年には彼を「月十九日付足利義詮書狀」（月十九日付足利義詮書狀）とし、それを「祈禱方奉行」として用いた（前掲醍醐地藏院）。これは後の武家護持僧の輪番体制および三宝院による奉行制度（記の諸記事）の出発点と考えられる。

以上の徴証より、幕府による天皇の祈禱主宰権吸収の構想は、安国寺・利生塔の設置が開始される幕府開創期に萌芽し、十四世紀半ばに具体化したものと考えられる。

以後、少なくとも応仁の乱までの室町幕府は、一貫してこの中世的な呪術祈禱をイデオロギーの軸とした政権として存立する。と同時に國家仏教は、依然密教修法を中心に関開してゆくことになるが、その経緯については稿を改めて論じたい。